

鳥取県教員の指導改善研修の実施等に関する規則をここに公布する。

平成20年3月25日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第2号

鳥取県教員の指導改善研修の実施等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童等に対する指導が不適切な教員に対する指導改善研修の実施及びその後の措置に関し必要な事項を定めるとともに、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。)第25条の2第5項及び第6項の規定に基づき、児童等に対する指導が不適切な教員の認定の手續に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 教員 次に掲げる者をいう。

ア 県立学校に勤務する教員(県立高等学校又は特別支援学校に勤務する教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。以下この号において同じ。)をいう。ただし、条件付採用期間中の者及び臨時的に任用された者を除く。)

イ 市町村立学校(幼稚園を除き、市町村の組合立の学校を含む。以下同じ。)に勤務する教員(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。)第37条第1項に規定する県費負担教職員のうち、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師をいう。ただし、条件付採用期間中の者及び臨時的に任用された者を除く。)

(2) 児童等 児童、生徒又は幼児をいう。

(3) 指導改善研修 教育委員会が、児童等に対する指導が不適切であると認定した教員に対して、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために行う研修をいう。

(4) 職種変更 次に掲げる教員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職種の変更を行うことをいう。

ア 県立学校に勤務する教員 教育委員会の機関に置かれる職へ転職させること。

イ 市町村立学校に勤務する教員 地教行法第47条の2及び鳥取県県費負担教職員の免職及び県の職への採用の手續に関する規則(平成15年鳥取県教育委員会規則第1号)の規定により、当該県費負担教職員を免職し、引き続いて県の常時勤務を要する職(指導主事並びに校長及び教員の職を除く。)に採用すること。

(申請)

第3条 児童等に対する指導が不適切な教員の認定は、次の各号に掲げる教員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者からの申請に基づいて行うものとする。

(1) 県立学校に勤務する教員 申請に係る教員が勤務する学校の校長

(2) 市町村立学校に勤務する教員 申請に係る教員が勤務する学校を設置する市町村の教育委員会(市町村の組合立の学校にあっては、当該組合の教育委員会。以下「市町村教育委員会」という。)の教育長

2 前項の申請には、次に掲げる事項を記載した書面を添付するものとする。

(1) 当該教員の児童等に対する指導の状況

(2) 当該教員に対する研修等の実施状況及びその結果

(3) 児童等、保護者等からの苦情等の記録

(4) 校長又は市町村教育委員会が行った当該教員に対する意見聴取の内容

(事実の確認)

第4条 鳥取県教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、前条第1項の申請を受けたときは、同条第2項に規定する書面により事実の確認を行うとともに、必要があると認めるときは、校長又は市町村教育委員会から意見を聴くものとする。

(指導が不適切であることの認定)

第5条 教育委員会は、前条の規定により事実の確認を行った結果、第3条第1項の申請に係る教員の児童等に対する指導が不適切であると認めるときは、その旨を認定するものとする。

2 教育委員会は、前項の認定に当たっては、次条から第8条までに定めるところにより、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び県内に居住する保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。)である者の意見を聴かなければならない。

3 教育委員会は、第1項の認定を行うまでに、当該申請に係る教員に対し、書面又は口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

4 教育委員会は、第1項の認定をしたときは、当該認定に係る教員に対してその旨を通知しなければならない。

(意見の聴取)

第6条 前条第2項に規定する者(以下「専門家等」という。)は、次に掲げる者のうちから、6人を超えない範囲内で教育委員会が委嘱する。この場合において、教育委員会は、第5号に掲げる者が1人以上となるようにするものとする。

(1) 医師

(2) 法律に関する専門的な知識経験を有する者

(3) 学識経験者

(4) 教育関係団体の代表者

(5) 県内に居住する保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。)

2 専門家等の委嘱期間は、2年とする。ただし、委嘱期間の途中においても解嘱することができる。

3 教育委員会は、前条第2項の意見聴取に際しては、専門家等による会議を開催するものとする。

4 前項の会議は、年3回開催するものとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、臨時に会議を開催することができる。

5 会議は、第1項第5号に掲げる者である専門家等が1人以上出席し、かつ、その他の専門家等の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

(秘密保持義務)

第7条 専門家等は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。解嘱された後も、同様とする。

(委任)

第8条 前2条に定めるもののほか、専門家等の会議に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(実施)

第9条 教育委員会は、第5条第1項の認定を受けた教員に対し、指導改善研修を実施する。

2 指導改善研修の期間は、1年間とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、指導改善研修を開始した日から引き続き2年を超えない期間内で、これを延長することができる。

3 教育委員会は、指導改善研修を実施するに当たり、指導改善研修を受ける者の能力、適性等に応じて、その者ごとに指導改善研修に関する計画書を作成しなければならない。

(改善程度の認定)

第10条 教育委員会は、指導改善研修の終了時において、指導改善研修を受けた者の児童等に対する指導の改善の程度に関する認定を行うものとする。

2 第5条第2項から第4項までの規定は、前項の認定について準用する。

(指導改善研修後の措置)

第11条 教育委員会は、前条第1項の認定において指導の改善が不十分でなお児童等に対する指導を適切に行う

ことができないと認める教員に対して、指導改善研修の継続、退職の勧奨、職種変更、免職その他の必要な措置を講ずるものとする。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現になされている指導改善研修に相当する研修に関する教員の申請、認定、人事上の措置等は、この規則に基づきなされたものとみなす。この場合における指導改善研修に相当する研修の期間の取扱いに関しては、教育委員会が定める。